

読谷村内の事業所へ求職者をご紹介します！

読谷村就労機会創出事業

～求人事業所登録募集～

【事業目的】

読谷村にお住まいの求職者を対象に、読谷村内の求人事業所とマッチングや体験雇用を実施し、読谷村の雇用を促進することを目指します。

※詳細は裏面の「本採用までの流れ（フローチャート）」をご覧ください。

【対象者】

読谷村内事業所

【登録・紹介料】

無料

【登録者募集期間】

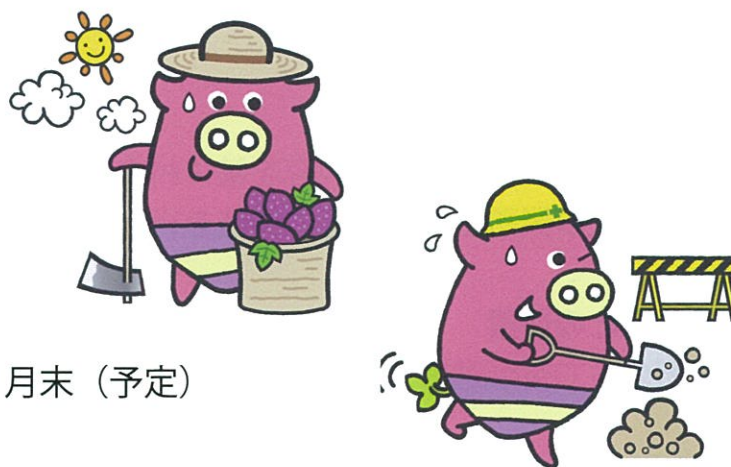
令和3年8月～令和3年12月末（予定）

【読谷村合同就職説明会】

読谷村内の求人事業所を集めた合同就職説明会の開催を予定しております。登録いただいた事業所を優先に参加案内をいたします。（開催日は改めて告知いたします。）

= 新型コロナウイルス感染症対策へのご協力 =

登録申請、グッジョブサポート読谷の利用に際し、役場にお越しになる場合は新型コロナウイルス感染症対策のため、マスクの着用。検温、消毒、チェックシート記入等のご協力をお願いいたします。



お問合せ先・登録申請窓口

〒904-0392 読谷村字座喜味 2901 番地
読谷村役場ゆたさむら推進部商工観光課 TEL：098-982-9216
（受付時間）9：00～17：00（休日）土日祝日・年末年始

本採用までの流れ(フローチャート)



①求職者登録

窓口にて求人事業所登録申請シートを記入し、商工観光課に直接提出。

②求職者の紹介

求職者の登録シートと面談内容を基に村内事業所を案内。または求職者からの希望の求人事業所との面接等の調整を行います。

③求職者との面接

事業所の方で書類選考・面接を行う。必要に応じて、役場担当職員も同行します。

④本採用・継続雇用

求職者と事業所が双方合意のうえ、本採用・継続雇用。なお、本採用と継続雇用に伴い、求人を取り下げる場合は登録を解除いたしますのでご報告ください。

★短期間体験雇用（※受入事業所には委託料をお支払いします。）

事業所の同意のもと、原則3ヵ月の体験雇用（オンザジョブトレーニング）を実施し、求職者に対し、業務に必要なビジネスマナーやスキルを指導いただきます。

体験雇用受入事業所 募集！

体験雇用（オンザジョブトレーニング）として原則3ヵ月の間、読谷村内在住の求職者を受け入れた事業所には委託料をお支払いいたします。

【定員数】20人（※1事業所あたり2人まで）

委託に係る条件や金額等につきましては、商工観光課までお問合せください。